本研究は、電子書籍の様々な問題について、その普及への課題を中心として、考察・検討を行ったものである。

近年、電子書籍が脚光を浴びている。2010年は「電子書籍元年」といわれ、出版界をはじめ、通信業界や流通業界など、電子メディア・紙媒体等を取り扱う業界において大きな変化が起こった。電子書籍は、古くからある紙とインクを利用した印刷物ではなく、電子機器の表示装置で読むことができるデジタル化された出版物で、いわゆるコンテンツの一種である。デジタルメディアである電子書籍を講読するには、電子書籍リーダーなどの再生用の専用端末機器やPCが必要である。今後、電子書籍はますます発展・拡大していくものと予想されるが、当初の予想とは裏腹に、遅々として電子書籍の普及が進んでいない現状がある。

本研究は、電子書籍の普及が見込まれる現状において、その普及の促進を妨げている要因について分析し、電子書籍の普及を促進するにはいかにすべきかについてその解決策を考察することを目的とする。

電子書籍は、デジタルデータであるため、USB メモリーなどのポータブル記憶機器に 大量に入れて容易に移動することができる。ただし、デジタルデータを表示する機器がな いと講読することができない。その点において、ハードカバー書籍が書籍単独で講読する ことができるのに比べ、大きな違いがある。

デジタルデータからなる電子書籍は、その表示装置とともに発展してきたものであるが、いつの時代になっても蓄積された電子書籍が常に読める状態にしておく必要がある。

ハードカバー文書の電子書籍化は、保管スペースや利便性の面でメリットを有するものであるが、電子書籍のフォーマットの統一が求められている。また、電子書籍はデジタルデータである故に、無限に同一データを複製することができるため、著作権保護管理は必要である。著作権保護技術の解除について、著作権法と不正競争防止法で厳しい規制を行っているが、電子書籍に係る法的規制は、あくまで技術を補完するものと考えたい。この場合も、革新的な電子書籍保護技術の開発が求められている。

本研究では、電子書籍の普及への課題をテーマとして、電子書籍の発展の経緯と現状を 探り、電子書籍の抱える課題について、法的観点を交えながら考察を行うなかで、さまざ まな課題が浮き彫りとなった。

今後、わが国で電子書籍を一層普及させるためには、各社が互いに競うのではなく、統一された電子書籍の管理団体を設立し、そこで、電子書籍の一元管理を行うべきであり、 政府主導で推進することが望まれる。

(指導教員 松縄正登)